

社会医療法人社団 健友会 西荻南訪問看護ステーション 運営規定

第1条 (事業の目的)

この規程は、社会医療法人社団健友会が設置する社会医療法人社団健友会西荻南訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という）の提供を確保することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

- 1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
- 2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
- 3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

第3条 (事業の運営)

- 1 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
- 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

第4条 (事業の名称及び所在地)

訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称：社会医療法人社団健友会 西荻南訪問看護ステーション

所在地：東京都杉並区西荻南 4-2-7 西荻窪診療所 2F

第5条 (職員の職種、員数及び職務内容)

ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者：看護師 1名

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(2) 看護職員：看護師 3名（常勤職員 3名）以上

訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。

- (3) セラピスト（理学療法士等）2名以上を配置
訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

第6条 （営業日及び営業時間等）

- 1 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。
- (1) 営業日：通常月曜日から土曜日までとする。但し、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前8時55分から午後4時55分までとする。尚、土曜日については、午後12時55分までとする。
- (3) 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

第7条 （訪問看護の利用時間及び利用回数）

居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。

但し医療保険適用となる場合を除く。

※ 介護保険の被保険者が医療保険適用となる場合は以下のとおり
末期悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病の利用者及び急性増悪等による特別指示書を交付された利用者等

第8条 （訪問看護の提供方法）

訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

第9条 （訪問看護の内容）

訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 療養上の世話
清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケアなど
- (2) 診療の補助
褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
- (3) リハビリテーションに関すること
- (4) 家族の支援に関すること
家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

第10条 (緊急時における対応方法)

- 1 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
- 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

第11条 (利用料等)

- 1 ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。
介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の負担割合証に基づく割合で徴収するものとする。
但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
- 2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。
 - (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置
 - (2) 次条に定める通常の業務の実施地域を越える場合の交通費は以下の額を徴収する。

徒歩・自転車	……無料
電車・バス・タクシー	……実費

第12条 (通常業務を実施する地域)

ステーションが通常業務を行う地域

杉並区：桃井、清水、本天沼、天沼、荻窪、久我山、宮前、松庵、南荻窪、西荻南、西荻北、上荻

第13条 (相談・苦情・ハラスメント対応)

- 1 ステーションは、利用者からの相談に対する窓口を設置し、訪問看護サービス等に関する利用者の要望に対し、迅速に対応する。また、利用者またはそのご家族等からの苦情・ハラスメントに対し、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

第14条 (事故処理)

- 1 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第 15 条 (虐待防止に関する事項)

ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（オンライン等可能）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 従業者に対し虐待の防止のための定期的な研修の実施
- 4 上記措置を実施するための担当者の設置
- 5 虐待の防止・早期発見に加え、虐待が発生した場合は高齢者虐待防止法、指針に沿って迅速かつ適切に対応する。

第 16 条 (身体拘束について)

利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動制限する行為を行わない。

第 17 条 (事業継続計画)

- 1 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して訪問看護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

第 18 条 (衛生管理)

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成する。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

第 19 条 (その他運営についての留意事項)

- 1 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。
- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完了の日から 2 年間保管しなければならない。（医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は 3 年間、診療録は 5 年間保管とする）

(附則)

この規定は、2006年5月1日から施行する。

2010年4月 改定

2017年4月 改定

2019年12月 改定

2024年4月 改定